

島根県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和4年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月31日

島根県監査委員	高橋雅彦
同	田中明美
同	山口和志
同	三島明

令和4年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>I 総括</p> <p>1 改善等を要する事項</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>① 指定管理施設の利用料金の設定が適当でないもの</p> <p>島根県芸術文化センター（グラントワ）の利用料金の設定にあたり、料金の算出処理に誤りがあり、条例で定める範囲を超えた料金設定を行っているものがあつた。</p> <p>② 指定管理施設の利用料金の設定に係る承認手続きが適当でないもの</p> <p>島根県芸術文化センターの利用料金の設定にあたり、団体から提出された利用料金の確認が不十分であり、条例で定める範囲を超えて設定された料金設定を承認していた。</p>	<p>① 指定管理施設の利用料金の設定が適当でないもの</p> <p>（（公財）しまね文化振興財団）</p> <p>県の承認を受け、遡って利用料金を改正した。また、過徴収の対象及び金額を特定の上、返金事務手続きを進めている。</p> <p>今後、料金の改定時には、改定料金が条例に合致しているか、計算が合っているかなど、チェックリストを作成し、複数の担当者でチェックを行う。</p> <p>また、県と日頃から連絡・調整等を密にし細心の注意を払って運営に取り組むよう努める。</p> <p>② 指定管理施設の利用料金の設定に係る承認手続きが適当でないもの</p> <p>（文化国際課）</p> <p>財団からの協議を受け、遡って利用料金の改正を承認した。</p> <p>今後、料金の改定時には、改定料金が条例に合致しているか、計算が合っているかなど、チェックリストを作成し、複数の担当者でチェックを行う。</p> <p>また、指定管理者と日頃から連絡・調整等を密にし、施設の運営、事業の実施状況や課題等を把握するよう努める。</p>
<p>2 意見</p> <p>(1) 指定管理者制度導入施設</p> <p>ア 施設・設備等の老朽化への対応</p> <p>今回監査を行った指定管理者制度導入施設の中には、開館から長年が経過し、施設・設備の大規模修繕や更新等が必要な時期となっているものがあつた。</p>	<p>(1) 指定管理者制度導入施設</p> <p>ア 施設・設備等の老朽化への対応</p> <p>（該当所管課、人事課、財政課、管財課）</p> <p>大規模修繕等については、施設の運営に影響を与えることから、事前に指定管理者や施設所管課と協議し、実施時期や工事の内容、</p>

現在、県が所有する施設については、定期点検や劣化度調査の結果に基づき施設ごとに作成された「第2次維持保全計画（令和2～6年度）」に沿って計画的に修繕工事等が行われることになっているが、指定管理者からは、「貸館やイベント開催など数年先の計画を立てて事業運営する必要がある、修繕工事等の内容や時期によってはその運営に影響を与える可能性があることから、工事の規模や期間等を早期に示してほしい」との意見が聞かれた。

については、指定管理者制度導入施設の大規模修繕等にあたっては、引き続き指定管理者と十分な協議・調整を行うとともに、工事の内容等が施設運営に与える影響を考慮し、令和7年度以降の修繕工事等についても早期に見通しを示すなど、十分に配慮されたい。

イ 著しい物価変動への対応

指定管理業務に関するリスク分担については、基本協定書の「リスク分担表」で定められており、物価変動に伴う経費の増については、指定管理者が負担することとされている。

今回監査を行った施設の指定管理者からは、「昨今の急激なエネルギー価格の高騰や最低賃金の大幅な引き上げなどは許容できる範囲を超えており、このままでは利用者サービスの低下や安定的な施設運営が困難になることが懸念される」との意見が聞かれた。

エネルギー価格の高騰については、その影響額を調査し、光熱費の高騰分を指定管理料に反映させるといった対応がとられるようであるが、最低賃金の大幅な引き上げによる人件費や委託経費の増加など、社会情勢の変化による物価変動が施設運営に与える影響は引き続き懸念される場所である。

については、著しい物価変動により施設運営に支障が生じないよう、指定管理者との十分な協議を行い、適切に対応されたい。

方法について調整を行った上で実施してきたところである。

また、指定管理料の増減が必要な場合は、調整を行っている。

今後行う修繕工事等についても、工事の内容等が施設運営に与える影響を考慮し、早期に指定管理者や施設所管課と協議を行う。

イ 著しい物価変動への対応

（該当所管課、人事課、財政課）

原油価格・物価高騰による光熱費の上昇を、基本協定書に定める不可抗力の発生として取り扱うこととし、令和4年度の指定管理料の調整を行ったところ。

引き続き、著しい物価変動により施設の運営に支障が生じることのないよう、所管課の意見も聞きながら把握に努め、適切な制度運用に活かしていく。

(2) 観光情報の発信と公の施設の利活用

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中において、島根県観光連盟や石見観光振興協議会では、WEBメディアを活用した情報発信の強化や教育旅行等新たな市場の開拓など、コロナ禍を機に変化した観光に対応するための取組が行われていた。

また、公の施設においては、利用者が安心して施設を利用できるよう、コロナの感染予防対策に取り組んでいたほか、施設改修や新たな企画展の開催等により魅力を向上させ、落ち込んだ需要の回復・拡大を図る努力を続けていた。

こうした各団体の努力や、行政が実施する観光需要喚起策等もあり、令和4年度においては、一定程度、需要の回復が見られる一方で、移動制限の解除を受け、令和3年度に多くあった県内の学校の修学旅行先としての需要は減ってきているという意見も聞かれた。

県民にとって、県内のこれまで行ったことのない地域や施設を訪れたことは、各地域の魅力を再認識する良い機会となっていたことから、高まった県内旅行の流れを継続させることも重要である。

そのためには、対象とする年齢層などターゲットに応じた情報発信を行うとともに、県内など比較的近い地域から繰り返し訪れるような仕掛けづくりや、遠足や総合学習等子どもたちの学びの場としての活用も求められる。

については、(公社)島根県観光連盟、石見観光振興協議会及び該当所管課においては、出雲・石見・隠岐間の旅行や交流を促すような取組を念頭に、効果的な情報発信に取り組まれない。

また、指定管理者及び該当所管課においては、各施設の特徴を活かし多くの県民が繰り返し訪れたいと思えるような施設となるよう、引き続き取り組まれない。

(2) 観光情報の発信と公の施設の利活用

((公社) 島根県観光連盟、石見観光振興協議会、観光振興課)

各地域の観光的な魅力については、県政広報等を活用し、引き続き県民に向け情報発信していく。

また、県内各地域の修学旅行先としての魅力を紹介する教育旅行素材集を、県外だけでなく県内の学校へも配布するとともに、助成制度について、令和5年度より、県内の学校が県内で修学旅行を実施する場合も助成対象とした。

また、平成27年度から実施している石見周遊スタンプラリー「いわみくるり」は県内在住者の利用率も高く、県東部から西部への流入にも一定の成果を上げているため、引き続き「いわみくるり」を通じた情報発信を行っていく。

((公財) しまね海洋館、しまね暮らし推進課)

引き続き、テレビCMや地元情報紙などによる広報のほか、即時性の高いSNSやVRを活用したwebコンテンツなどによる情報発信に取り組む。

また、展示・パフォーマンス等の内容進化を図るとともに、年間を通じた季節ごとのテーマ型イベントなどを実施し、年間パスポートによるリピート客の拡大や学校教育を含めた県内地域及び近県からの利用促進につなげていくほか、地元事業者等と連携したアクアスマルシェでの来館者へ地域産品やグルメを紹介する機会の提供、JRと連携した子育て世代向け体験ツアーの実施、周辺自治体等と連携したシニア層向け健康コンテンツの企画・開発を行うなど、様々な年代が楽しむことのできる新たな魅力の創出に向けた取組を行っていく。

((公財) しまね文化振興財団、文化国際課、文化財課)

<交流を促す取組>

島根県民会館及び島根県芸術文化センター「グラントワ」では、県内の伝統芸能を紹介する「しまね伝統芸能祭」や、公立文化施設と連携し「益田糸操り人形」「石見神楽」といった石見地域の伝統芸能を県東部や隠岐で公演したり、「安来節」等の県東部の伝統芸能を県西部で公演するなど、県民が自分の住んでいる地域外の文化に触れる機会を設けており、今後も企画していく。

<情報発信>

しまねバーチャルミュージアムやしまねキャッチナビといったWEBサイトを通して県域の文化情報を発信している。

<各施設の特徴を活かした取り組み>

54年の歴史を持つ島根県民会館では、県民文化活動の拠点として幅広い県民が参加できる事業に引き続き取り組む。

芸術文化センターでは、美術館と劇場の複合施設という特性を生かした事業を展開するほか、石見地域の伝統芸能や文化活動の発信に引き続き努める。

八雲立つ風土記の丘は、展示学習館をセンターとし、古代出雲を代表する周辺史跡を訪れてもらう取組を引き続き進めるほか、歴史学習に活かすことのできる体験プログラムも提供する。

((公財) しまね自然と環境財団、自然環境課)

令和元年以降、三瓶自然館では常設展示のリニューアルやビジュアルドームの鑑賞環境向上を実施するとともに、三瓶小豆原埋没林公園では展示・ガイダンス機能の充実を図るなど施設の魅力・利用向上に資する整備を行っており、引き続きこれらを十分に活かした取組を行っていく。

<p>Ⅱ 個別</p> <p>1 一畑電車沿線地域対策協議会 (所管課：交通対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 一畑電車への支援</p> <p>一畑電車沿線地域対策協議会は、平成18年度以降、インフラ所有権を移転しない上下分離方式に基づき施設整備の支援を行ってきた。</p> <p>また、平成23年度からは「一畑電車支援計画（平成23～令和2年度）」に基づき、新型車両の導入など鉄道施設（線路・電路・車両）の整備に係る支援や、定期券の購入助成など利用促進に対する支援等を行ってきた。</p> <p>令和3年度からは、これまでの取組の検証結果等を踏まえ、支援対象を長期サイクルでの大規模投資を要するものに特化した「一畑電車支援計画（令和3～7年度）」を策定し、支援を継続しているところである。</p> <p>一畑電車の年間利用者は、これまでの取組や一畑電車（株）の利用促進に係る取組などにより、令和元年度は約145万人を記録したが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光等での利用者を中心に減少がみられる。</p> <p>については、令和3年度からの支援計画に基づき、一畑電車に対し引き続き計画的な支援を行い、安全性や利便性の向上、乗り心地や輸送効率の改善等を図るとともに、一畑電車（株）や沿線自治体等とより一層の連携を図りながら、効果的な事業の実施に努められたい。</p>	<p>① 一畑電車への支援</p> <p>一畑電車沿線地域対策協議会では、「一畑電車支援計画」に基づき支援を行っているが、今後、予定している新型車両の導入について、昨今の物価高騰の影響により部材価格も高騰し、調達納期も長期化の見通しであることから、協議会を構成する県、松江市及び出雲市と、一畑電車(株)で協議し、令和5年1月に支援額の増額と車両導入時期を延長する計画変更を行ったところである。</p> <p>これからも、地域の公共交通確保のため、沿線自治体や一畑電車(株)と一層の連携を図りながら、引き続き計画的に、効果的な事業となるよう取組を推進していく。</p>
<p>2 (公財)しまね文化振興財団 (所管課：文化国際課、文化財課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【改善等を要する事項】</p> <p>① 指定管理施設の利用料金の設定が適当でないもの</p>	<p>① 指定管理施設の利用料金の設定が適当でないもの</p>

島根県芸術文化センターの利用料金の設定にあたり、料金の算出処理に誤りがあり、条例で定める範囲を超えた料金設定を行っているものがあった。

【意見】

① 利用料金の適切な設定

今後は団体が管理する指定管理施設の利用料金の設定を適切に行われたい。

② 石見地域における文化芸術振興

島根県芸術文化センターは、平成17年10月の開館以来、美術や音楽、演劇など質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供してきたが、令和3年11月から耐震改修工事のため大ホールと小ホールが休館となっている。

団体では、ホール休館期間が地域の文化的空白期間とならないよう、この機会に石見地域の市町ホールや学校等と連携し、当該市町で公演を開催するなど、地域における鑑賞機会の創出に取り組んでいる。

については、こうした取組を通して把握した地域のニーズや、関係機関等とのネットワークを活かし、令和5年5月予定の再開館後も石見地域の文化芸術拠点として、引き続き文化芸術の振興に努められたい。

(2) 所管課（文化国際課）

【改善等を要する事項】

① 指定管理施設の利用料金の設定に係る承認手続きが適当でないもの

島根県芸術文化センターの利用料金の設定にあたり、団体から提出された利用料金の確認が不十分であり、条例で定める範囲を超えて設定された利用料金を承認していた。

【意見】

① 利用料金の設定に係る適切な承認手続き

今後は指定管理施設の利用料金の承認手続きを適切に行われたい。

[I 総括の1改善等を要する事項に記載のとおり]

① 利用料金の適切な設定

[I 総括の1改善等を要する事項に記載のとおり]

② 石見地域における文化芸術振興

再開館後は、鑑賞事業を中心としたホール事業を積極的に展開し、改めて文化拠点であるグラントワの魅力の発信と、石見地域の文化芸術体験機会の拡充に取り組む。

また、休館中に取り組んだ地域連携事業を通して把握したニーズや当事業で深めた各地の文化施設や行政・教育機関、民間団体との繋がりを活かし、石見地域の文化芸術拠点として、引き続き文化芸術の振興に努める。

① 指定管理施設の利用料金の設定に係る承認手続きが適当でないもの

[I 総括の1改善等を要する事項に記載のとおり]

① 利用料金の設定に係る適切な承認手続き

[I 総括の1改善等を要する事項に記載のとおり]

<p>3 (公財) 島根県障害者スポーツ協会 (所管課：スポーツ振興課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 島根かみあり全スポの開催に向けた機運醸成と諸準備</p> <p>島根県障害者スポーツ協会は、障がい者スポーツの普及・振興を図る県内の中核的な団体である。</p> <p>現在、令和12年に本県で開催される第29回全国障害者スポーツ大会（愛称：島根かみあり全スポ）を見据えて、県障がい者スポーツ大会の開催、障がい者スポーツ指導員の養成、強化選手の育成などに取り組んでいるが、団体からは、参加選手や指導者の確保が十分ではない状況と聞いている。</p> <p>については、島根かみあり全スポの開催を契機として、障がい者スポーツ普及の機運醸成を図るとともに、関係機関、諸団体、県関係課などとも十分な協議・調整の上、選手、指導者等の養成をはじめとした諸準備に努められたい。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 島根かみあり全スポの開催に向けた諸準備</p> <p>島根かみあり全スポの開催を契機として、県民が障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与し、もって誰でも等しく生活できる共生社会の実現が期待されている。</p> <p>については、団体に対する意見で述べたように、着実に準備作業を行う必要があり、県健康福祉部や県教育委員会などとも連携を密にして、島根かみあり全スポの開催に向け諸準備に努められたい。</p>	<p>① 島根かみあり全スポの開催に向けた機運醸成と諸準備</p> <p>機運醸成に向けた取組として、本会が実施する事業に係る印刷物等に、島根かみあり国スポ・全スポのロゴマークを利用し、大会の周知を行った。また、今後はホームページへの掲載も行うこととしている。</p> <p>また、障がいのある方が身近な地域で自主的、主体的にスポーツができるよう、スポーツの場の提供や、日常的にスポーツを行うための用具等の整備を通じて、機運の醸成や選手の確保、養成に取り組む。</p> <p>指導者の養成については、本会が実施するパラスポーツ指導員養成研修会等の拡充に取り組む。</p> <p>島根かみあり全スポに向けては、選手の発掘、育成及び指導員養成等について、計画的に実施していく必要があり、関係機関等と連携強化を進めるとともに、本会の体制強化も含め県関係課と協議していく。</p> <p>① 島根かみあり全スポの開催に向けた諸準備</p> <p>障がい者団体、競技団体、県庁関係課等を構成員とする専門委員会を令和5年度に立ち上げ、選手・役員の確保対策や競技会場の選定など、具体的な検討を進めていく。</p>
<p>4 島根県歯科技術専門学校 (所管課：医療政策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p>	

① 歯科衛生士の人材確保

県内では、高齢化の進展に伴い、施設や在宅での口腔ケアの需要が高まっている。

一方、歯科診療所では、特に県西部や隠岐地区等において歯科衛生士が不足している。

このような状況に対応するため、本校においては、「県内指定地区出身在学生支援制度」による学生への授業料助成や、勤務歯科衛生士や専門学校教員が高等学校で講話を行う歯科衛生士職業紹介事業を実施するなど、入学者の確保に努めてきた。

さらに、本校も参画する島根県歯科衛生士人材確保協議会においては、歯科衛生士をめぐる就業状況等を踏まえ、離職防止や復職支援に取り組んでいるところである。

については、高まる需要に対応するために、設置者たる（一社）島根県歯科医師会とともに、関係機関等との一層の連携を図り、歯科衛生士の人材確保に努められたい。

(2) 所管課

【意見】

① 歯科衛生士の人材確保に向けた取組に対する支援

高齢化の進展に伴い、歯科衛生士に対する需要が高まっている。

こうした中、本校は高校訪問や歯科衛生士職業紹介事業の実施などにより入学生の定員確保や歯科衛生士の養成に一定の成果を上げている。

一方、本校からは、人材確保に向けて、歯科衛生士の役割の理解や必要性に対する県民の認知度をさらに高める必要があるという意見も聞かれたところである。

については、島根県も参画する島根県歯科衛生士人材確保協議会において、歯科衛生士の認知度向上を図るとともに、離職防止や復職支援などの取組を一層充実させ、必要な人材確保への支援に努められたい。

① 歯科衛生士の人材確保

引き続き「県内指定地区出身在学生支援制度」、歯科衛生士職業紹介事業を地区歯科医師会とも連携して実施し、歯科衛生士が不足している地域からの入学生確保に努めていく。

また、以前より卒後1～3年の者へ就業状況や労働環境についてアンケート調査を実施している。調査結果をもとにより良い労働環境で勤務できるよう（一社）島根県歯科医師会と連携し、新卒者や現在歯科衛生士資格を持っている者が歯科衛生士業務を続けていけるよう島根県歯科医師会会員へ離職防止や復職支援について情報提供等を行っていく。

① 歯科衛生士の人材確保に向けた取組に対する支援

県も参画する「島根県歯科衛生士人材確保協議会」において、認知度の向上、離職防止、復職支援の具体的な対策について検討するなど、人材確保に向けた対策に引き続き同校と連携して取り組む。

5 (一社) しまね縁結びサポートセンター
(所管課：子ども・子育て支援課)

(1) 団体

【意見】

① 関係団体等との更なる連携

しまね縁結びサポートセンターは、結婚を望む独身者の出会いや結婚の支援を行うことを目的として、縁結びボランティア「はぴこ」による相談・出会いの場（お見合い）の提供や、市町村や企業等と連携した結婚支援、有料会員制コンピューターマッチングシステム「しまこ」の運用などの事業を展開しており、センター設立から令和3年度末までの成婚数の累計は424組となった。

しかしながら、令和3年度末の「はぴこ」の相談登録者数1,257名のうち町村の登録者は123名で全体の約10%、「しまこ」の登録者数603名のうち町村の登録者は39名で全体の約6%と極めて少ない状況となっている。

こうした中、センターでは、「しまこ」に自宅閲覧等の機能を追加し利便性の向上を図るなど、センターへの来所が難しい中山間離島地域の登録者増に向けた取組を行ったところである。

独身者の結婚の希望をかなえるためには、センターだけではなく、行政や企業などが一体となって啓発や出会いの場の創出等の幅広い取組を進めることが効果的である。

については、県や市町村のほか、センターの正会員、しまね縁結びサポート企業、及びしまね縁結び応援団等とこれまで以上に連携を密にして、効果的な事業実施に取り組まれたい。

(2) 所管課

【意見】

① しまね縁結びサポートセンターの運営支援

団体意見で述べたように、独身者の結婚の希望をかなえるためには、センターだけではなく、行政や企業などが一体となって啓発や

① 関係団体等との更なる連携

当団体は、平成28年度の一般社団法人設立の際、「晩婚化、未婚化は社会全体の課題と認識し、行政だけでは解決できない課題に官民一体となって取り組む」ことを趣旨として設立している。

これまでも、センターの正会員で構成される社員総会等において、「はぴこ」活動支援や「しまこ」運用に係る効果的な広報等についての意見をいただき、こうした意見を事業に反映しながら取り組んでいるところである。

また、県内全域におけるセンター利用者の増加は、結婚を希望する独身の方の希望が叶う環境づくりとして有効であり、「はぴこ」や「しまこ」の広報について、各会員、理事団体の強みを活かした取組もお願いしているところである。

加えて、令和5年度から島根県で開始された「結婚支援コンシェルジュ事業」において、しまね縁結びサポート企業との連携を密にし、企業の従業員の方へイベント等の情報提供を行い、「はぴこ」や「しまこ」登録につながるよう、取り組んでいるところである。

今後も関係団体と連携を密にすることで、センターの効果的な事業実施へと繋げ、独身の方の結婚の希望を叶えられるよう取り組んでいく。

① しまね縁結びサポートセンターの運営支援

毎月の定例会等により、県とセンターの情報共有を行い、センター事業が安定的・効果的に実施できるよう、連携を図っていく。

<p>出会いの場の創出等の幅広い取組を進めることが肝要である。</p> <p>については、センターが効果的な事業実施や調整機能が発揮できるよう、今後とも運営状況等を的確に把握し、必要な支援を行われたい。</p>	
<p>6 (公財) しまね農業振興公社 (所管課：農業経営課、農地整備課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 農地中間管理事業への適切な対応</p> <p>都道府県ごとに農地中間管理機構を設置し、小規模な農地や分散している農地を集めて、意欲ある農業者（農家や法人）に貸し出す仲介役を担わせる制度として、平成26年度に創設された農地中間管理事業については、しまね農業振興公社が「農地中間管理機構」として島根県から指定を受けて事業を実施している。</p> <p>本事業によって公社管理農地は、平成28年度末の2,196.7haから令和3年度末の6,870.0haへと年々増加しており、これらの管理に係る事務は今後とも増加していくことが見込まれる。</p> <p>については、引き続き体制整備や外部委託等、円滑な業務の実施に向けた検討を行い、適切な対応に努められたい。</p>	<p>① 農地中間管理事業への適切な対応</p> <p>農地中間管理事業の推進については、平成27年度以降、現地相談員を中心に、市町村、農業委員会、市町村公社、JAと連携を図りながら進めてきた。</p> <p>現地相談については、平成29年度は県内10地区10名配置、平成30年度、松江・隠岐地区を分け、各々1名体制（計11名）とし、県内全ての市町村を網羅している。令和5年度の法改正に伴い、市町村が「地域計画及び目標地図」を作成するにあたっての協議の場においては、当該相談員が積極的に参画し、農業委員、最適化推進委員との情報共有を深め、地域の担い手の確保及び農用地の利用集積・集約化の実現に向けて積極的に事業推進を図っていくこととしている。</p> <p>事務委託については、現在、市町村、市町村農業公社、島根県土地改良事業団体連合会等へ委託して実施しており、引き続き同団体等と連携し事務委託を行うこと、更には、令和6年度を目標に、形式的な事務手続き及び人・農地にかかる台帳の管理業務については外部委託を行うための事務内容の整理を現委託先と協議し、進めることとしている。</p> <p>また、円滑な業務の実施に向け、事業担当者による社内ミーティング及び研修会を適宜行い、職員のモチベーションの向上を図るとともに、円滑な業務の改善検討を話し合い、適切な業務実施に取り組んでいくこととしている。</p>

② 中海干拓農地の未利用地の解消、経費の縮減等

中海干拓農地の売渡し等に当たっては、農地価格を据え置くとともに、売渡支援制度や長期貸付制度のPR等、新規就農希望者や農外企業等に対する働きかけを進めてきた。

こうした取組により、公社取得面積276.7haのうち、令和3年度末の売渡済面積は234.9ha（84.9%）、長期貸付面積は36.9ha（13.3%）となり、未利用地（公社管理農地）の解消も図られつつある。

については、貸付契約の更新時に取得を促すなど、引き続き関係機関と連携し干拓農地の売渡しに努められたい。

また、売渡しが困難な場合においても、引き続き貸付等を進めることにより未利用地の解消を図るとともに、農地の維持管理費や利用促進に係る経費の縮減方策についても検討されたい。

(2) 所管課（農業経営課）

【意見】

① 農地中間管理事業への適切な対応

公社に対する意見で述べたように、農地中間管理事業の円滑な実施について、公社との連携を密にして適切な対応に努められたい。

(3) 所管課（農地整備課）

【意見】

① 中海干拓農地の未利用地の解消、経費の縮減等

公社に対する意見で述べたように、売渡し、貸付等による未利用地の解消、維持管理等に係る経費の縮減について、公社との連携を密にして適切な対応に努められたい。

② 中海干拓農地の未利用地の解消、経費の縮減等

令和5年4月時点で未利用農地5.1ha（揖屋1.6ha、安来3.5ha）のうち、3.5ha（揖屋0.5ha、安来3.0ha）については、令和5年中の長期貸付契約締結に向けて、交渉中である。

残る1.6haについても、引き続き、関係機関（県、市、農業委員会、JA）と情報交換を行い、条件不利でも営農可能な施設園芸に関心のある担い手への農地の斡旋等、未利用地の解消に努めるとともに、貸付更新時には、農地の購入を促していく。

また、営農資材のコスト縮減による維持管理費の縮減にも引き続き取り組む。

① 農地中間管理事業への適切な対応

令和5年度からの国の制度改正施行により、中間管理事業の案件増加が予想されるため、推進員等の増員（R5年度当初：事務員1名増）により体制を強化し、農地中間管理事業の更なる円滑化を継続検討している。

また、国の制度改正に伴い、新たな制度についての市町村等への説明を、県・公社・農業会議と連携して実施した。

① 中海干拓農地の未利用地の解消、経費の縮減等

引き続き、農業振興公社と連携し、意欲ある担い手への農地の斡旋等による未利用地の解消及び営農資材のコスト縮減等による維持管理経費の削減に取り組む。

